

事業者の皆様へ

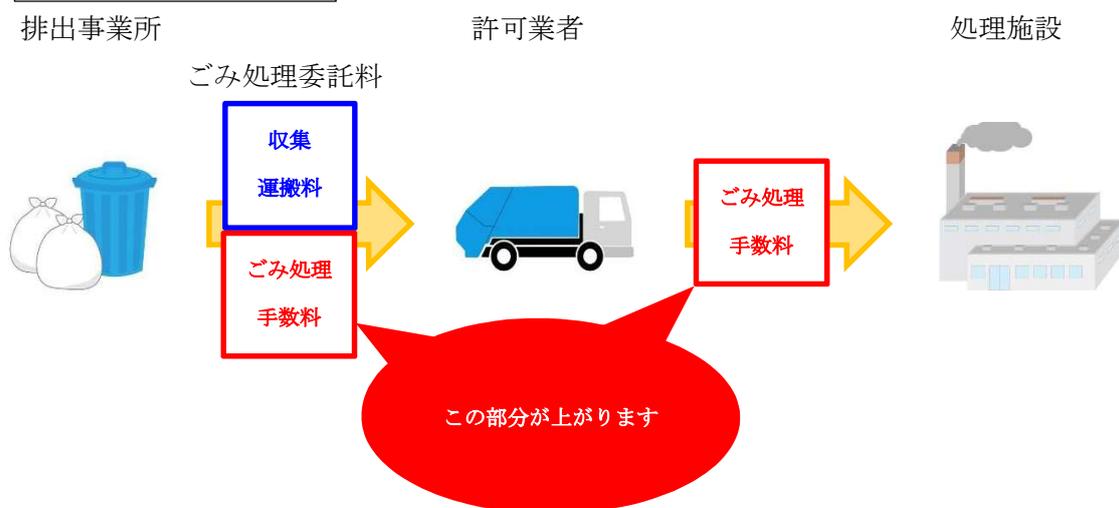
事業ごみの処理手数料が変わります

事業者の皆様が、一般廃棄物の処理を委託している早島町の許可を受けた収集運搬業者（以下「許可業者」）に支払っているごみ処理委託料が次のとおり変わります。

事業者の皆様が支払っているごみ処理委託料には、許可業者がごみを運ぶ料金（収集運搬料）と、ごみ処理施設でごみを処分するための料金（ごみ処理手数料）が含まれています。

	現行 ～R7. 3. 31	R7. 4. 1～
事業系一般廃棄物 10 キログラムにつき	153 円	170 円

ごみ処理手数料の流れ



御準備を！

改定後に混乱が生じないように、事前に一般廃棄物の収集運搬に係る契約内容等をご確認いただきますようお願いいたします。

問い合わせ先：早島町 環境上下水道課
〒701-0303 都窪郡早島町前潟 360 番地 1
TEL 086-482-0617
FAX 086-482-0652
E-mail kankyo@town.hayashima.lg.jp